

検討会の趣旨

令和 4 年 7 月
水産庁

1. 優良系統保護に関する施策・計画

- 令和4年3月に閣議決定された水産基本計画において、優良系統の保護を目的とした、優良種苗などの不正利用防止策の検討、ガイドライン作成等を行う方針が示されている

水産基本計画（令和4年3月閣議決定）（抜粋）

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

2 養殖業の成長産業化

(2) 生産性の向上

イ) 餌・種苗

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進する。さらに、**優良系統の保護を図るため、優良種苗などの不正利用の防止方策を検討し、ガイドラインの作成等を行う。**

Ⅳ 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

1 みどりの食料システム戦略と 水産政策

(1) 調達面での取組

ア) 養殖業における持続的な飼料及び種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きいため、価格の不安定な輸入魚粉に依存しない飼料効率が高く魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料（大豆、昆虫、水素細菌等）の開発等を推進していく。また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進する。さらに、**優良系統の保護を図るため、優良種苗などの不正利用の防止方策を検討し、ガイドラインの作成等を行う。**

2. 農林水産業・食品産業における知的財産

- 農林水産業・食品産業における知的財産としては、育成者権や特許権、家畜における遺伝資源などがあり、現行の法律では種苗法や特許法、不正競争防止法等の対象となっている

知的財産の分類	法律	守られる対象	保護期間
育成者権	種苗法	植物の品種 (水産植物を含む)	25年
特許権	特許法 実用新案法	発明	20年（特許） 10年（実用新案）
商標権	商標法	商品・サービスのマーク	10年※更新可
地理的表示	G I 法（食品、酒）	特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の製品の名称	期限なし
意匠権	意匠法	物品、建築物又は画像のデザイン	25年
著作権	著作権法	著作物	死後70年
限定提供データ	不正競争防止法	業として特定の者に提供する情報として蓄積・管理されている画像データ等	－ ※行為規制
営業秘密	不正競争防止法	ノウハウ	－ ※行為規制
家畜の遺伝資源	家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律	家畜人工授精用精液 家畜受精卵 ※和牛のみ	－ ※行為規制

- その他の知財としてブランド、食文化・伝統文化等が挙げられる

3. 法令整備前の和牛の議論

- 精液・受精卵を始めとする和牛の遺伝資源の知的財産的価値の保護強化のためには、利用許諾契約のような契約の普及・定着に加え、契約当事者ではない第三者にも効力が及ぶような制度的な仕組みが有効であり、既存の知的財産法制を参考に、新たな仕組みが検討されていた

検討の経緯（第1回和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会）

和牛と植物の違い（遺伝資源として）

- ・ 植物のような①均一性、②安定性、③区分性がない
- ・ 国際条約がない

「知的財産権」化がそぐわないため、
行為規制によるアプローチが適当であり、
不正競争防止法を参考に検討が行われることとなった

	権利構成 (知的財産権としての保護)	行為規制 (不正競争行為の排除)
植 物	種苗法 (国際条約あり (UPOV)) UPOV: 植物の新品種の保護に関する国際条約 特許法 (発明 (≠改良) に相当する新品種)	不正競争防止法 「営業秘密」 (①秘密管理性②有用性③非公知性) ↓ ・ 営業秘密の侵害行為を違法行為として類型化 ・ 差止請求権、損害賠償、刑事罰等を規定
動 物	なし (国際条約もなし)	改良増殖のための遺伝資源の利用は、他者への提供を前提としており、基本的に種雄牛等の基礎的な情報を公開するため（秘密管理性や非公知性を満たさない）、「営業秘密」としての保護は困難。 ↓ 改良増殖に有用となるまでに改良がされた家畜遺伝資源について、不正取得等から保護する仕組みが存在しない。

【参考：知的財産基本法における「知的財産」の定義】

第2条

この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう

4. 養殖水産動物への当てはめ

- 水産物においては、事業者による持ち出し、共同研究による流出、不正入手・アクセスが流出のケースとして考えられる
- 水産物は個体が扱いにくい、産卵数が多い、受精卵の凍結が困難などの特有の性質を持つ

▶ 保護の対象：育種されたもの（価格差が有意であって、価値あるもの）

流出の行為（想定されるケース）

- ・ **事業者による持ち出し**
：民間活動によるもの
- ・ **共同研究によるもの**
：研究機関（官・民）が関与するもの
- ・ **不正入手・アクセス**
：窃盗、不正競争防止法違反

【参考：和牛の整理】

- ・ 不正取得類型
（窃盗、詐欺等悪質性の高い行為による取得及びその取得した家畜遺伝資源の使用・譲渡等）
- ・ 信義則違反類型
（家畜遺伝資源につき正当な権原のある者による権原の範囲を超えた領得・使用・譲渡等）
- ・ 転得類型
（転得者による取得・使用・提供行為）
- ・ 派生品譲渡類型
（不正使用により産出された新たな家畜又は家畜遺伝資源の使用、譲渡等）

水産物の特性

魚種		特性・状況
全体		・ 個体が扱いにくい（耳標等は困難かつ水中による取扱い） ・ 産卵数が多い（管理対象が多い） ・ 受精卵の凍結は難しい（精子が対象）
魚種別の例	ブリ	養殖実態は日本
	マダイ	養殖実態は主に日本
	サーモン	養殖実態は世界。海外との共同研究も
	ウナギ	完全養殖は日本のみ（育種は今後の課題）